

令和四年四月二十八日提出
質問 第五七号

知床沖観光船事故に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

知床沖観光船事故に関する質問主意書

知床沖において観光船の痛ましい大事故が発生した。当該観光船を運航していた会社「有限会社知床遊覧船」（以下、当該会社）の安全管理規程についてお尋ねする。

安全管理規程については、海上運送法によって届け出義務が課せられている。そのような理解でよろしいか。

当該会社が届け出た安全管理規程には、発航の可否判断について、数字（風速、波高、視程）は記入されているか。具体的にはどのような数字とどのような記述か、お教え願いたい。

当該会社の安全管理規程の中に、風速八メートル／秒以上、波高一メートル以上などの条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない、などという記述はあったのか。

また、視程三百メートル以下、という記述もあったのか。あったとすればどのような文脈での記述か。

事故当日、波浪注意報、強風注意報が発令されていたが、当該会社は「条件付き運航」（当該会社社長発言）、という形で、発航したとしているが、この「条件付き運航」というのはどのような考え方なのか。一般的に認められるのか。

当該会社の今回の運航については、当該会社の安全管理規程に違反しているとお考えか。お示し願いたい。

また、当該会社の安全統括管理者と運航管理者はそれぞれどなたか。双方とも社長が兼務しているのではないか。政府が把握しているところをお示し願いたい。

右質問する。